

## 1) 金銭的トラブルに関する相談対応の強化

- 相談集中強化期間中の相談内容は、**金銭的トラブルが多数**。
- 紹介先の窓口として、「**法テラス**」が大多数を占めたほか、「**消費者ホットライン**」や「**警察**」も一定数あった。
  - ⇒ **法的に複雑な問題**を含むものが多く、**法律の専門家**による**助力が不可欠**。
  - ⇒ **消費者行政の一層の推進**  
**警察による適切な関与**も必要。
- これらを踏まえ、
  - **総合法律支援体制の充実・強化**
  - **日本弁護士連合会との連携強化**
  - **適切な消費生活相談対応**
  - **適切な警察相談対応・違法行為の取締り**等を一層推進する。

## 2) 精神的な支援等の充実、こどもの救済

- 相談集中強化期間中の相談内容等には、**信者の家族**や**二世信者**について、**親族間の問題**、**心の悩み**や**生活困窮**を訴えるものも一定数存在。
- 紹介先の窓口として、「**よりそいホットライン**」や「**生活困窮者自立支援機関**」もあり。
  - ⇒ **孤独・孤立**、**心の問題**や**生活困窮**に関する支援
  - ⇒ **学校生活**を含む、**子ども**に対する支援が必要。
- これらを踏まえ、
  - **孤独・孤立対策のためのチャットボットの充実**
  - **精神保健福祉センターによる精神科医療機関の紹介対応の推進**
  - **生活困窮者への自立支援の推進**とともに、「**子ども**」の**心理的・福祉的支援**の観点から、
  - **スクールソーシャルワーカー**による**関係機関との連携・支援**や**スクールカウンセラー**による**心のケア**の推進
  - **市町村及び児童相談所**における**虐待対応**の周知
  - **子どもの人権擁護活動**の強化等を強力に推進する。

## 3) その他の全般的対策

- **靈感商法**等に関する**消費者教育の取組強化**による被害の未然防止（手口や対処法に関する各種教材の充実等）。
- **現行法を活用**した国民向けの分かりやすい**法的整理（Q&A）**を発信・周知する。
- これを含めた相談のノウハウ等に関して**各種研修を充実**させる。
- 関係省庁間で「相談内容が宗教に関わることのみを理由として**消極的な対応をしないこと**」等を確認（申合せ）。
- 申合せをも踏まえ、関係省庁において**必要な通知文書**を**発出**する。
- 相談集中強化期間を延長し、**合同電話相談**を**継続**する。